新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について
- (1)新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

また、公共交通機関や大型商業施設での検温やマスク着用の勧奨等の感染防止対策について、事業者に対して引き続き周知・啓発の徹底を図ること。

- 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保について
- (1)令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、 地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創 生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や 防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要 な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い必要となる特別の財政需要に対しては、国は必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

さらに、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。

(3) 地方一般財源の総額確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策 に国と地方が協力して対処していく必要があることから、多額の発行が見 込まれる臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金 により確保すること。

また、同様に、令和2年度の推計基準税額と課税実績額の差を補えるよう、減収補てん債の対象税目を拡大するとともに、資金については財政融 資資金などの公的資金により確保すること。

- (4)特別交付税の算定に当たっては、普通交付税の算定において捕捉しきれない個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に 反映すること。
- 3. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について
- (1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具 や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築 すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じて得られた経験等を踏まえ、 新興感染症対策も見据えた十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間 の支援ネットワークや医師・看護師派遣等の医療人材の確保について、国・ 都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

- (2)新型コロナウイルス感染患者を受け入れる医療機関において、必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の増員等に要する経費や風評被害等による減収が発生しているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。
- (3)受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病

院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

- (4) 一般医療機関における感染拡大を防止し、地域医療を守るため、発熱初期段階から一般外来と分けて診察する「発熱外来センター」等を広域行政 区域単位等の圏域ごとに配置する制度の創設を図るとともに、発熱外来に おいて診療する医師に対して財政支援等を講じること。
- (5) 検査または診療を行う医師等の医療従事者が感染した場合や病院が休業になった場合等の補償制度の創設を検討すること。

また、都市自治体による補償に要する費用について、十分な財政措置を 講じること。

(6) 今後増加が見込まれるPCR検査の需要に対応するため、PCR検査体制を充実強化するとともに、抗原検査等の簡易検査キットの開発・普及促進を図ることにより、身近な地域で短時間に着実に受けられるよう、広域的な検査体制の構築等に努めること。

また、検査の結果、入院を要さない軽度の患者を受け入れる療養施設等の整備を支援すること。

(7) 感染拡大防止策の中枢を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等 の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を講じ るとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大によって、機能不全に陥らないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(8)治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安 の解消に努めるとともに、ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報につ いて、国民や都市自治体に対して十分かつ適切に説明すること。

また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。

- (9) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、多くの 国民がインフルエンザ予防接種を受けることが重要であることから、国の 責任において、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対して、 迅速に需要数を確保できるよう、安定供給対策を講じること。
- (10) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないよう、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、

必要な対策を講じること。

- 4. 感染防止対策に必要な支援について
- (1)マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。

また、都市自治体が実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

さらに、消毒等の衛生管理を委託される事業者等に対して、必要な支援 を講じること。

- (2) 大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政措置を講じること。
- (3) 国政選挙における感染防止対策に要する経費について、全額を国において負担すること。
- 5. 地域経済に関する支援について
- (1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じるとともに、各種支援策が円滑に進むよう相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

1)政府系金融機関等による特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、既往債務の借換については、事業者の負担軽減に資する制度とすること。

2) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進する ため、持続化給付金の複数回給付や給付期間の延長など、万全な対策を 講じること。

また、持続化給付金の実施に当たっては、都市自治体が十分に事業者をサポートできるよう迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

3) 家賃支援給付金については、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延 長等を行うとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化を図ること。 また、感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。

- 4)建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達が滞り生産体制 に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本で の代替生産などを行う企業等に対する支援制度を拡充するとともに、積 極的に地方都市への誘導を図ること。
- 5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する 支援を行うこと。
- 6) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されること から、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政 措置を講じること。
- (2)農林漁業者等への支援について
 - 1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、牛肉、果物、花き等の国産農林水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。
 - 2) 地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。 特に、需要減退の影響が大きい畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、生産者負担金の納付を免除し、 国が責任を持って補填するなど、更なる支援措置を講じること。

また、高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて(令和2年10月12日生産局長通知)に基づく同交付金の運用見直しに当たっては、迅速かつ丁寧な説明を行うとともに、十分な予算を確保するなど、今後の営農や変更申請に支障が生じないよう必要な措置を講じること。

- (3) 観光振興に関する支援について
 - 1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
 - 2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

6. 雇用の維持について

(1)雇用調整助成金について、手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。 また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に 引き上げ、支給対象事業所を拡大すること。

さらに、都市自治体が事業者をサポートできるよう、申請状況等の情報 共有を行うなど、国と都市自治体の連携強化を図ること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや解雇・雇止めを行わないこと及びオンライン企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して協力を要請すること。

また、国による相談支援体制の強化、地方自治体と連携した雇用対策の実施など、雇用環境の改善へ向けた支援策を講じること。

(3)企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じること。

7. 生活インフラ等に関する支援について

- (1) 公共事業に関する支援について
 - 1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支 えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備 を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

また、平成21年度に経済危機対策として実施された地域活性化・公共投資臨時交付金と同様の支援を講じること。

2)公共事業の工期の延長等が生じた場合、国は、必要な財政措置を講じること。

また、国庫補助事業等において、工事用資材の納入遅延等による繰越の可能性があることから、繰越手続きについては、柔軟かつ弾力的な対応を行うこと。

- 3)公共施設等の集約化・複合化などの実施に当たっては、市民との合意 形成に時間を要すること等が懸念されるため、公共施設等適正管理推進 事業債の期間を延長するとともに、財政措置を拡充すること。
- (2)利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通 事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充すること。

- (3)全国的な経済活動の停滞下での地域経済活性化には、広域的な取組が不可欠なことから、高速道路割引制度を拡充すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減世帯を対象に行う上水道 及び下水道使用料の減免に係る財政措置を拡充すること。
- (5)建築物の利用における感染リスクを減らすため、接触の低減及び気密性・ 通気性のバランス等に配慮した建築・設備様式の普及を推進すること。 また、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

8. 義務教育等に関する支援について

- (1)公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。
- (2) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配 教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。
- (3) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
- (4) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
- (5) 小・中学校の修学旅行を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じるとともに、支援対象期間を延長すること。また、課外活動の延期・中止により生じた費用についても、十分な財政措置を講じること。
- (6) 小・中学校の臨時休業に伴い、国において特例的な教育課程を編成する場合には、迅速に情報提供するとともに必要な財政措置を講じること。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛を余儀なくされた地域 の文化・スポーツに関する取組について、その取組を維持・活性化するた め、財政支援を拡充すること。
- (8)公立小・中学校の臨時休業に伴う夏季休業期間の短縮等により実施を見送った学校施設の改修工事については、次年度に改めて学校施設環境改善交付金の補助対象とするなど、柔軟な運用を図ること。
- 9. 子ども・子育てに関する支援について
- (1)保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育 料等の減免によって生じる負担や減収について、施設の類型に関わらず、 必要な財政措置を講じること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言下等における保育園、学童クラブ等の開閉園(室)に係る判断基準を示すこと。
- (4) 感染防止策が難しい保育所や放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症 予防に関する情報提供を行うとともに、感染防止対策に必要な財政措置を 講じること。
- (5)保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する 職員についても、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による 慰労金の支給対象とすること。
- (6) 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用について、集団健診での実施した場合についても財政措置を講じること。
- (7) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス等の感染症拡大時においても、子ども家庭支援センターが子どもの見守り強化アクションプランを継続できるよう、関係機関との連携・調整を図るために必要な通信機器等の整備に係る財政措置を充実すること。
- (9)新型コロナウイルス感染症対策に係る都市自治体の追加負担分について、

国の責任において子ども・子育て支援交付金により全額措置すること。

- (10) 出産及び子育てが安心してできるよう、妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。
- (11) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

10. 社会福祉に関する支援について

- (1) 介護サービスに関する支援について
 - 1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
 - 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、実効性のある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
 - 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免に対する財政支援について、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう、基準を見直すとともに、期間を延長すること。

また、一部負担金の減免措置について、十分な財政措置を講じること。

- 4)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて(第 12 報)」による介護報酬引上げ等の特例措 置について、利用者に実際に利用したサービス以上の利用料負担が強い られる不利益が生じていることから、取扱いを見直すこと。
- (2) 国民健康保険制度等に関する支援について
 - 1)新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民 健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財 政措置を講じること。
 - 2)保険者努力支援制度における特定健康診査の実施率や法定外一般会計 の繰入等に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険 者への影響等を勘案したものとすること。
 - 3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、新たに設けられた支給額の全額を補助する制度

について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。

- 4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種健康診査等が実施できなかった際のキャンセル料や補償料について、国費負担により補償すること。
- 5)後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者 インセンティブについて、新型コロナウイルス感染症による特定健康診 査等の実施率等への影響等を踏まえ、適切に評価すること。
- (3) 生活保護・生活困窮者への支援について
 - 1) 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度について、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者からの相談件数が増加しているため、相談体制の強化について、十分な支援措置を講じること。

また、休業や収入減少により生活保護受給者が増加していることに伴う生活保護費の増嵩について、十分な財政措置を講じること。

- 2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により申請者が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じること。 また、より使いやすい制度となるよう十分検討すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、家賃の支払いや生活に 困窮する市民が急激に増加していることから、緊急小口資金及び総合支 援資金について増額や期間を延長するなど、生活福祉資金の拡充と十分 な財政措置を講じること。
- (4) 障害福祉サービスに関する支援について
 - 1)障害福祉サービス利用時の一部負担金の減免措置について、十分な財政措置を講じること。
 - 2) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、十分な財政措置を講じること。

11. 水際検疫体制の強化について

(1)海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、外国籍の船舶において検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう必要な体制整備を図ること。

- (2) 港湾物流機能が損なわれることのないよう水際対策を強化するとともに、 感染症発生時の対応マニュアルの作成など、クルーズ旅客と受入側の安全・ 安心を確保すること。
- 12. 新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限が解除された際には、特定技能外国人材等について優先して早期に受入れを再開するとともに、外国人材受入れに関する各種情報について速やかに提供すること。
- 13. 休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。

また、山小屋における感染症対策や感染症リスクの高まりを防ぐための環境配慮型トイレ導入に係る支援等を拡充すること。

14. 民間救助隊や山小屋関係者の遭難救助活動に対する感染防止対策への支援を講じること。